平成２２年（フ）第６２号
岩手県久慈市本町１丁目11番地
債務者　平谷　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前10時45分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７２１７号
大阪市淀川区十八条１丁目１番４―402号、住民票上の住所大阪市淀川区十八条２丁目16番46―717号　月田秀明方
債務者　落合由起子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８１号
横浜市南区六ツ川３丁目３番地の21　杉山ビル30Ａ
債務者　佐藤　忠彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７１号
神奈川県海老名市上今泉１丁目17番１号　サンライフＫ201号
債務者　渡邊　裕治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６９号
横浜市緑区竹山３丁目１番地２　竹山団地3105棟5023号
債務者　坂本喜代美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８１号
横浜市戸塚区前田町503番地２　コーエーハイム501号
債務者　増田　昭一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８７号
横浜市神奈川区菅田町1046番地の２
債務者　高橋　広美（旧姓生方）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０２号
川崎市宮前区土橋７丁目28番地２　サンハイツ宮前平102、前住所川崎市宮前区土橋６丁目14番地８　605
債務者　澤田　幸道
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
川崎市宮前区宮崎６丁目７番地９
債務者　河野　　基
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
川崎市多摩区登戸2824番地　エコトピア玉川309
債務者　大塚　　綾（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
川崎市中原区上小田中２丁目24番８号　プレシャスハイツＡ―202、前住所川崎市中原区上小田中３丁目21番12―201号
債務者　瀬戸由美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
川崎市高津区野川3736番地　メゾンドールくぬぎ坂401、前住所川崎市高津区野川2150番地１　レイディアント鷺沼東706
債務者　島村　龍一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
川崎市高津区野川3736番地　メゾンドールくぬぎ坂401、前住所川崎市高津区野川2150番地１　レイディアント鷺沼東706
債務者　島村扶美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
川崎市高津区新作５丁目３番17―102号　メゾンハラ
債務者　畑中　　勲
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係